

入札参加者 各位

市立島田市民病院 島田市病院事業管理者

## 入札及び施工業務の履行等における注意事項について

新市立島田市民病院建設工事（以下「本工事」という。）にあたっては、次の事項に十分留意し、安全かつ適正な工事の完成、業務の完遂に努めること。

### 1 関係法令の遵守

- ①入札参加者は、島田市及び市立島田市民病院の契約に関する条例、規則その他の規程を承諾の上、公告または指名通知書の記載事項、仕様書、図面、現場等を熟知して入札すること。また、電子入札については、前記のほか「島田市電子入札運用基準」を熟知の上入札すること。
- ②入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」等に抵触する行為を行ってはならない。
- ③受注者は、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を遵守すること。
- ④労働、廃棄物及びその他関係法令を遵守すること。

### 2 労働者の福祉の向上と労働災害の防止

建設労働者の雇用に際しては、これら労働者の健康の保持、適正な賃金及び労働時間等による雇用・労働条件の改善のほか、福祉向上のため、社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）への加入及び適切な掛金の納付に努めること。さらに、労働災害の防止においては、仕様書等に定めるところにより、元請、下請けが一体となって特段の注意を払うこと。

### 3 工事用車両の事故等の防止

工事関係車両の交通事故防止、建設機械の保管及び運行管理等を適正に行い交通安全管理を徹底すること。また、ダンプ・トラック等の過積載を防止し、そのための必要な措置を講じること。

### 4 市内業者の活用

本市は市内業者の保護育成に努めており、本工事の一部を他の建設業者に施工させる場合は、できる限り市内業者から協力を求め、建設資材の調達や建設機械の購入・借り入れ等においても、できる限り市内業者の活用に努めること。

### 5 下請契約の適正化

下請契約の締結にあたっては、契約の当事者が対等な立場で十分協議の上、施工責任範囲、施工条件を明確にし、適正な工期・工程を設定した契約とすること。

下請契約の価格は、工期、支払方法、材料費、労務費等の要素を考慮した合理的な算出方法に基づき、下請事業者と十分協議して決定すること（→「下請中小企業振興法」）。

また、下請代金の支払いにあたっては、「下請代金支払遅延等防止法」の規定に基づき適正な時期及び方法により行うとともに、禁止行為に留意すること。

### 6 公共工事の労務単価

請負価格は工事の難易度、施工条件、建設労働者の賃金等を反映した合理的なものでなければならず、特に、下請代金の見積りにあたっては、公共事業の設計が2省協定単価に基づく労務単価により積算されていることに留意し、建設労働者に適正な賃金が支払われるよう配慮すること。

※ 詳しくは静岡県ホームページ参照

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/tanka/>

## 7 施工体制台帳の整備

手抜き工事や一括下請負等を防止し、施工体制の把握を徹底するため、本工事において受注者が下請契約を締結した場合、受注者は施工体制台帳を作成すること。

また、現場には常に最新の施工体制台帳を整備し、完成届の提出と同時にその写しを提出すること。更に、施工体制台帳には、二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。

## 8 監理技術者・主任技術者の配置

工事の施工にあたっては、その工事現場における施工の技術上の管理（施工計画の作成や工程管理など）を行う「主任技術者」を置く必要があり、さらに特定建設業者の場合で、下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて、一定の資格要件を満たす「監理技術者」を置かなければならない。

また、特定建設業者、一般建設業者を問わず、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合には、監理技術者又は主任技術者はその工事現場に専任でなければならない。

## 9 建設業退職金共済制度の履行確認

本工事請負契約（契約金額が500万円以上）を締結した受注者は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金納入書（以下「納入書」という。）を工事請負契約締結後30日以内に市立島田市民病院に提出すること。

報告書を提出した受注者は、当該受注工事における自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績について、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書により市立島田市民病院に提出し、確認を受けること。

本工事の一部を協力業者に施工させる場合には、協力業者へ建設業退職金共済制度を説明するとともに、共済証紙の交付や、その掛金相当額を協力業者へ支払う代金に算入すること。協力業者が共済証紙を購入した場合は、その納入書を報告書に貼付すること。また、受注者と協力業者の納入書は合算することができる。

受注者は、共済証紙の貼付を労働者へ促し、労働者から貼付要求があった場合は速やかに応じること。また、現場事務所等に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）を掲示し、労働者への周知と適正な労働環境に努めること。

## 10 暴力団等から妨害を受けた場合の報告義務

建設工事の請負、業務の委託、物品の製造の請負、買入れ及び修理など、本工事請負契約において、その契約履行に関し暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係業者から妨害を受けた場合は、速やかに市立島田市民病院に報告すること。

## 11 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の提出

建設業法に基づき毎決算期ごとに経営事項審査を受け、その経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を市立島田市民病院に遅滞なく提出すること。

市立島田市民病院 事務部 病院建設推進課（電話 0547-35-2111（代））